

○学校法人東海大学役員報酬規程

(制定 1990年6月1日)

改訂	1995年6月1日	1996年4月1日
	1998年4月1日	2000年8月1日
	2003年10月1日	2004年1月1日
	2004年4月1日	2009年4月1日
	2011年4月1日	2012年4月1日
	2014年6月1日	2017年4月1日
	2020年4月1日	

(目的)

第1条 学校法人東海大学役員報酬規程(以下「この規程」という。)は、学校法人東海大学(以下「この法人」という。)の役員の報酬等について、「学校法人東海大学寄附行為」第23条の規定に基づき、必要な事項を定める。

2 役員の報酬等とは、報酬、退任慰労金、その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、通勤手当をのぞき「学校法人東海大学給与規程」に基づくものを含まない。

(役員職務区分)

第2条 役員は、「学校法人東海大学役員職務に関する規程」第2条及び「学校法人東海大学監事規程」(以下「監事規程」という。)第2条及び第3条に基づき、次のとおり区分する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常務理事
- (4) 理事
- (5) 監事

(報酬)

第3条 各役員の報酬及び報酬の上限額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長、副理事長及び常務理事の報酬は、年俸制とし、年俸額は、別表1とする。
なお、職務区分における適用号俸の上限は、理事長は最高号俸、副理事長は08号俸、常務理事は06号俸とし、その範囲内で理事会において決定する。
- (2) 理事、監事の報酬は、年俸制とし、年俸額は、別表2とする。
- (3) 特定の役職、任務を委嘱された理事は、報酬加算を年俸額に加えて支給することがある。報酬加算は、別表3の範囲内で理事会において決定する。
- (4) 役員のうち、この法人の専任教職員には、第1号及び第2号は適用せず、所属する機関の給与体系に基づく給与を支給し、報酬は、別表4とする。
- (5) 年俸制の役員については、年俸額を月割りし、報酬月額として支給する。

(退任慰労金)

第4条 第3条第1号又は第2号の報酬を受ける役員(以下「役員報酬者」という。)が、

退任又は解任された場合には、退任慰労金を支給する。また、役員職務区分の変更により退任慰労金の基礎額が変更なった場合も同様とする。

(1) 理事長、副理事長及び常務理事の退任慰労金は、別表5とする。

(2) 理事及び監事の退任慰労金は、別表6とする。ただし、監事規程第3条に該当する監事の退任慰労金は、別表5とする。

2 在任年数の計算は、役員報酬者になった日を起算日とし、在任年数に1年未満の端数が生じた場合は、6か月未満は0年、6か月以上は1年として計算する。

3 死亡による退任の場合は、その遺族に支給する。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 役員報酬等の支給時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 報酬月額は、毎月25日

(2) 役員のうち、この法人の専任教職員への報酬は、毎月25日

(3) 退任慰労金は、支給事由が発生した日の属する月の翌月20日

2 月の初日に就任した場合の報酬は、その月から、月の途中で就任した場合は、その翌月から支給する。

3 退任又は解任された場合の報酬は、退任又は解任の月まで支給する。

4 月の途中で役員職務区分が変更となった場合は、変更後の職務区分における報酬は、翌月から支給する。

5 支給日が休日にあたる場合又は全金融機関が休業日となる場合については、その前日に支給日を繰上げることとする。

6 報酬等は、本人が指定した本人名義の金融機関の口座に振込むこととする。

7 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬委員会の設置)

第6条 この規程に定める報酬等の改定については、客観性及び合理性を確保するため、学校法人東海大学役員報酬委員会(以下「委員会」という。)を設置して、審議するものとする。

2 委員会に関する事項は、「学校法人東海大学役員報酬委員会規程」に定める。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

付 則

この規程は、1990年6月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、1998年4月1日から施行する。

2 1996年4月1日より前に就任している役員報酬者の、退任慰労金の在任期間は、1996年4月1日から起算する。ただし、非常勤役員はその就任した日から起算する。

付 則 (2020年4月1日)

学校法人東海大学役員報酬規程(1990)

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 (経過措置)
この規程は、改訂後最初の改選時から施行するものとする。

別表1 (第3条第1号の報酬)

号俸	年俸額 (円)
01	12,000,000
02	13,200,000
03	14,400,000
04	15,600,000
05	16,800,000
06	18,000,000
07	19,200,000
08	20,400,000
09	21,600,000
10	22,800,000
11	24,000,000

別表2 (第3条第2号の報酬)

役員職務区分	年俸額 (円)
理事	1,350,000
監事	2,550,000
監事 (監事規程第3条該当者)	6,480,000

別表3 (第3条第3号の報酬加算)

	報酬加算額 (年額)
報酬加算	900,000 ~ 7,200,000

別表4 (第3条第4号の報酬)

役員職務区分	月額 (円)
理事長	500,000
副理事長	300,000
常務理事	100,000
理事	50,000

別表5 (第4条第1項第1号の退任慰労金)

理事長、副理事長及び常務理事の基礎額は、100万円
監事(監事規程第3条該当者)の基礎額は、45万円とし、
基礎額に在任年数を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗
じて得た額の合計額とする。ただし合計額が5,000万円を超えた場合
は、5,000万円を限度とする。

号	在任年数	支給率
1	1年以上～4年以下	1年につき100分の100
2	5年以上～8年以下	1年につき100分の125
3	9年以上～12年以下	1年につき100分の150
4	13年以上～	1年につき100分の175

別表6 (第4条第1項第2号の退任慰労金)

基礎額10万円に在任年数を乗じた額とする。ただし、200万円を限度とする。